# 理事の職務権限に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク北九州ライフアゲイン(以下、「この法人」という。)における理事の職務権限を定め、この法人の業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

#### (法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規則、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

### (理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

2 理事は、この法人の業務を執行する場合は、理事会の決議による。

#### (理事長)

第4条 理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) この法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 業務執行の状況を、理事会に報告する。

## (副理事長)

第5条 副理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による

#### 附則

この規程は、令和3年7月31日から施行する。